

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○特定計量器の定期検査の実施 (商工政策課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (7件) (治山林道課)	1
○道路の供用開始 (道路課)	2
公 告	
○農用地利用配分計画の認可の申請 (3件) (農地・担い手対策課)	2

告 示

高知県告示第101号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成27年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
土佐清水市	平成27年4月13日	午後1時から午後2時30分まで	土佐清水市三崎市民センター
〃	〃	午後3時から午後4時まで	土佐清水市下川口市民センター
〃	平成27年4月14日	午前10時から午前11時まで	足摺岬区長場
〃	〃	午後1時から午後2時まで	中浜区長場
〃	〃	午後2時50分から	窪津区長場

		午後3時30分まで	
〃	平成27年4月15日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	土佐清水市役所
〃	平成27年4月16日	午前9時から午前10時まで	以布利漁民センター
〃	〃	午前10時40分から午前11時40分まで	土佐清水市下ノ加江市民センター
〃	平成27年4月17日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

- 2 特定計量器の所在場所で行う定期検査
 - (1) 特定計量器の種類
非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
 - (2) 検査対象区域
土佐清水市
 - (3) 検査年月日
平成27年4月17日から同年12月18日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第102号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林とし

て指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年10月農林水産省告示第1689号

- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに室戸市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第103号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年11月農林水産省告示第1752号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第104号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成8年10月農林水産省告示第1690号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第105号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成8年11月農林水産省告示第1750号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第106号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年11月農林水産省告示第1731号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供す

る。)

高知県告示第107号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年11月農林水産省告示第1751号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第108号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年11月農林水産省告示第1659号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年3月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 黒岩東浜

3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市土居字クスノセ1970番1	31	平成27年3月10日

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
安芸市本町四丁目6番地25
菊水酒造株式会社 代表取締役 春田 忠

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
幡多郡黒潮町田野浦字中ノ谷17番、18番及び127番

(2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
宿毛市宇須々木36番地
有限会社大串農園 代表取締役 大串 謙二

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
幡多郡黒潮町田野浦字西間3247番、3386番、3387番、3388番、3389番、3436番及び3444番並びに字塩入3511番、3512番及び3513番

2 申請年月日
平成27年2月2日

3 縦覧場所
高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間
平成27年3月10日（火）から同月24日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。)

5 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県農業振興部農地・担い手対策課

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
土佐市高岡町丙583番地1 マリベール1番館102
近澤 竜也

(2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
土佐市新居字学校裏1208番及び1210番、字吉川3712番、3713番及び3719番、字新堀3922番並びに字吉田前5177番、5192番、5203番、5211番1及び5215番

2 申請年月日
平成27年2月9日

3 縦覧場所
高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間
平成27年3月10日（火）から同月24日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

5 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県農業振興部農地・担い手対策課

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年3月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
土佐市高岡町丁862番地
横川 秀雄

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
土佐市蓮池字明王院ノ後1285番、1286番、1287番及び1288番並びに字馬場ノ内1896番及び1897番

(2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高岡郡四万十町藤ノ川森ノ山240番地21
農事組合法人藤ノ川ファーマーズ 代表取締役 池田 拓也

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高岡郡四万十町八千数字仲ノ前914番、915番、923番及び924番並びに藤ノ川字宝山952番、953番、954番、958番、961番、966番、967番、974番、975番、976番、977番、978番、979番、980番1及び982番1、字新田1016番1、1017番、1018番1、1019番1、1020番1、1021番1、1033番、1034番、1039番、1040番、1041番1、1050番及び1051番、字中ノ丸1114番、1115番、1118番、1123番、1124番及び1128番、字井ノ川1345番、1346番及び1357番、字下切1193番並びに字岡崎1309番及び1310番

(3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高岡郡四万十町藤ノ川133番地

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高岡郡四万十町藤ノ川字宝山971番、字新田1022番1、字正治口1091番1、1092番1、1093番1及び1097番1並びに字中ノ丸1127番

(4)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高岡郡四万十町仁井田342番地
片岡 源造

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高岡郡四万十町藤ノ川字岡崎1296番、1297番、1298番、1300番、1301番及び1304番

(5)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高岡郡四万十町数神681番地
国広 直司

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高岡郡四万十町藤ノ川字堂ノ前387番1、字正治口1096番1及び1099番1、字本田1160番、1161番、1162番及び1164番、字井ノ川1339番並びに字下藤1405番、1406番、1409番、1410番、1413番1及び1414番

(6)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称

高岡郡四万十町親ヶ内211番地
東 雅洋
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高岡郡四万十町八千数字仲ノ前913番並びに藤ノ川字正治口1100番及び1101番1並びに字本田1165番、1168番、1169番、1170番及び1171番

(7)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高岡郡四万十町平野560番地1

農事組合法人ひらの 代表取締役 国枝 政澄
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高岡郡四万十町藤ノ川字下藤1395番

(8)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高岡郡四万十町影野670番地
有限会社源水 代表取締役 高橋 美津子
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高岡郡四万十町興津字中新開3177番、字芳ヶ谷3201番、3202番、3203番、3204番、3205番、3206番、3207番、3212番及び3223番、字松崎3288番、3289番及び3290番並びに字新川3314番

2 申請年月日
平成27年3月4日

3 縦覧場所
高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間
平成27年3月10日（火）から同月24日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

5 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県農業振興部農地・担い手対策課